

(電子メール施行)
教体第1179号
令和2年5月15日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の登校可能日の設定について

標記の件につきまして、4月28日付け教体第1124号において、臨時休業を5月31日まで延長することとしたところです。

緊急事態宣言が継続され、臨時休業を解除することはできません。こうした中、最近の県内及び近隣府県の感染状況等を踏まえまして、児童生徒の家庭学習・心身のケアなどの状況を確認し、児童生徒からの相談に対応するための登校可能日を設定したいと考えています。

つきましては、下記を踏まえつつ、感染防止対策を徹底するとともに、保護者にも丁寧な対応を行いながら進めるようお願いします。

なお、引き続き、夏季休業期間の縮小を含めて、指導計画の再検討を行うとともに、緊急事態宣言が解除されるなど状況の変化がある場合には、学校運営の方針を改めて検討することを申し添えます。

記

1 第1学区、第2学区について

5月18日(月)から登校可能日を週1日上限とする

登校方法：分散登校とする

登校時間：通勤時間帯を避ける

在校時間：3時間以内

下校時間：16時までに全ての児童生徒が下校

部活動：実施しない

2 第3学区、第4学区について

5月18日(月)から登校可能日を週1日上限、5月25日(月)から週2日上限とする

登校方法：分散登校とする

登校時間：通勤時間帯を避ける

在校時間：3時間以内

下校時間：16時までに全ての児童生徒が下校

部活動：実施しない

3 第5学区について

5月18日（月）から登校可能日を週2日上限とする

登校方法：分散登校とする

登校時間：通勤時間帯を避ける

在校時間：3時間以内

下校時間：16時までに全ての児童生徒が下校

部活動：実施しない

4 特別支援学校について

特別支援学校については、上記の基準を踏まえて、学校毎に対応する

5 定時制・多部制・通信制課程について

定時制・多部制・通信制課程については、上記の基準を踏まえて、学校毎に対応する

6 確認・相談内容について

(1) 児童生徒の健康状態の確認

(2) 家庭学習における課題や学習の進捗状況の確認

(3) 健康、学習、進路、部活動等について、不安や相談がある児童生徒に対する対応 等

7 感染拡大防止対策について

別添5月1日付けの文部科学省の通知等を参照するとともに、以下の感染防止対策を徹底すること

(1) 活動場所の2方向のそれぞれ1つ以上の窓を広く開けて換気を行うこと

(2) 活動場所における児童生徒間のスペースを十分に（1 m以上）確保すること

(3) 児童生徒にできるかぎりマスクを着用させること

(4) 教室で活動する場合には、前列1列目の座席には児童生徒を座らせず、教壇との距離を確保すること

(5) 教職員はマスク等を着用し、会話等の際の飛沫防止に努めること

(6) 児童生徒が新型コロナウイルス感染症の予防について正しく理解し、実践できるよう指導すること

【参考資料】「新型コロナウイルス感染症の予防～子供たちが正しく理解し、実践できることを目指して～」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506_00001.htm

8 教職員の出勤について

教職員の出勤は、登校可能日の対応に必要な人数とする

9 その他

感染が心配・不安で登校できない等の申し出があった場合は、児童生徒等を無理に登校させないこと

また、当日登校できなかった場合には、電話等で健康面の確認、学習活動への指示等を丁寧に行うこと

(電子メール施行)
教体第1179号
令和2年5月15日

各市町組合教育長 様

兵庫県教育長

新型コロナウイルス感染症による臨時休業中の登校可能日の設定について

標記の件につきまして、新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、県内及び近隣府県の感染状況等を踏まえ、県立学校における登校可能日の設定について、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

なお、登校可能日を設定される場合は、学校運営上の概要を、事前に県教育委員会へお知らせ願います。